

西郷村新庁舎建設庁内検討幹事会設置要綱

(令和2年3月18日決裁)

(設置)

第1条 新庁舎建設に必要な事項を調査し、又は検討することを目的として、西郷村新庁舎建設庁内検討幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 幹事会は、次に掲げる事項について調査し、又は検討する。

- (1) 新庁舎の基本設計、実施設計に関すること。
- (2) 新庁舎のICT、AI導入等に関すること。
- (3) 新庁舎の建設工事に関すること。
- (4) 新庁舎の移転に関すること。
- (5) その他新庁舎建設に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

- 2 幹事長は、副村長とする。
- 3 副幹事長は、教育長とする。
- 4 幹事は、次に掲げる職にある者をもって充てる。
 - (1) 西郷村課等設置条例（平成4年西郷村条例第1号）に定める課等の長、議会事務局長、農業委員会事務局長、会計室長、学校教育課長及び生涯学習課長
- 5 前項に掲げる者のほか、幹事長が必要と認める職員を臨時の幹事とすることができる。

(幹事長の職務)

第4条 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

- 2 幹事長に事故あるときは、副幹事長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 幹事会の会議（以下「会議」という。）は、幹事長が招集し、会議の議長となる。

- 2 幹事長は、幹事が会議に出席できない場合は、その代理人による出席を求めることができる。

(意見等の聴取)

第6条 幹事長は、会議の運営上必要があると認めるときは、幹事以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 幹事会の所掌事項について、専門的かつ幅広い視点から調査又は検討を行い、計画

立案等の事務を効率的に推進するため、幹事会に作業部会を置く。

2 作業部会の構成員及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 幹事会の庶務は、拠点整備室において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、幹事会の運営について必要な事項は、幹事長が定める。

附則

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

西郷村新庁舎建設庁内検討幹事会名簿

No.	役 職	所属及び職名	氏 名	備 考
1	幹事長	副村長	東宮 清章	
2	副幹事長	教育長	鈴木 且雪	
3	幹 事	総務課長	真船 貞	
4	〃	企画政策課長	福田 修	
5	〃	財政課長	田中 茂勝	
6	〃	防災課長	緑川 浩	
7	〃	税務課長	伊藤 秀雄	
8	〃	住民生活課長	和知 正道	
9	〃	福祉課長	相川 哲也	
10	〃	健康推進課長	田部井 吉行	
11	〃	環境保全課長	黒須 賢博	
12	〃	産業振興課長	長谷川 洋之	
13	〃	建設課長	相川 晃	
14	〃	上下水道課長	木村 三義	
15	〃	会計室長	田中 節子	
16	〃	議会事務局長	藤田 哲夫	
17	〃	農業委員会事務局長	大倉 昇	
18	〃	学校教育課長	関根 由美	
19	〃	生涯学習課長	須藤 隆士	